

災害により損壊した建築物等の解体撤去の支援に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と一般社団法人熊本県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、災害により損壊した建築物等の解体撤去に係る支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、熊本県内における災害発生時、生活環境の保全及び速やかな復旧のために必要となる被災した建築物等の解体撤去について、乙が自己の有する経験及び機動力を生かして、迅速かつ適正に実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1）災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

（2）被災した建築物等

災害により倒壊、焼失その他の被害を受けた建築物及びその他の工作物をいう。

（3）解体撤去

被災した建築物等の解体及び解体に伴って発生する廃棄物の撤去をいう。

（連絡窓口）

第3条 この協定に係る甲及び乙の連絡の窓口は次のとおりとする。

（1）甲の連絡窓口：熊本県環境生活部環境局循環社会推進課

（2）乙の連絡窓口：一般社団法人熊本県解体工事業協会事務局

（平常時の連携）

第4条 乙は、平常時の対応として、甲及び熊本県内の市町村（以下「市町村」という。）と連携し、被災した建築物等の解体撤去について協議、情報提供等を行うものとする。

（支援の要請手続）

第5条 甲は、市町村からの要請があった場合、乙に対して被災した建築物等のうち緊急性が高い建築物等の解体撤去に関し支援を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに甲に協力するものとする。

3 第1項の要請は、甲が文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、その後速やかに文書で通知するものとする。

（支援の内容等）

第6条 乙は、前条第1項の要請があったときは、市町村からの要請内容に応じ、可能な限り被災した建築物等の解体撤去を行うものとする。

2 乙は、前項の解体撤去を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（1）廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（2）周囲の生活環境に支障が生じないよう十分に配慮すること。

(情報の提供)

第7条 甲は、乙の支援が円滑に行われるよう、乙に県内の被災状況や復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、被災した建築物等の解体撤去に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第8条 乙は、第6条第1項に基づき被災した建築物等の解体撤去を実施したときは、次に掲げる事項を文書により、甲及び要請を行った市町村に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 被災した建築物等の解体撤去を実施した時期、場所、業者、及び廃棄物の運搬先
- (2) 被災した建築物等の解体撤去に従事した期間、要員、車両及び資機材等の数量
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第9条 乙が、第6条第1項に基づき実施した被災した建築物等の解体撤去に要した費用については、乙と市町村で協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

第10条 乙が、第6条第1項に基づき実施した被災した建築物等の解体撤去により生じた損害補償については、乙と市町村で協議するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な細目は、乙と市町村で協議して定めるものとする。

(その他協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成30年2月6日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月6日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫

乙 熊本市中央区本荘4-8-16
一般社団法人熊本県解体工事業協会
代表理事 小原 英

